

### Ⅲ 音声・言語・そしゃく機能障害

音声機能障害とは、喉頭レベルにおける声と発声にかかわる能力の障害をいい、言語機能障害とは、喉頭レベル以上の構音器官（口唇、舌、下顎、口蓋等）における発音（構音）にかかわる能力と音声言語（話しことば）の理解（意味把握）と表出（意味生成）にかかわる能力の障害をいいます。

そしゃく機能障害とは、そしゃく・嚥下機能の著しい低下を起因として、経口的な食物・栄養摂取が困難な状態をいいます。

#### 1 音声・言語機能障害

##### (1) 音声・言語機能障害の認定について

音声・言語機能の障害程度認定は、日常的コミュニケーション能力の程度の判定によって行い、日常生活におけるコミュニケーション活動の場とレベルから判断します。

##### (2) 留意事項

ア 音声機能障害は、喉頭摘出や発声筋麻痺等の喉頭の障害や形態異常を想定していることから、気管切開の状態のみをもって認めることはできません。

イ 聴覚障害2級の全ろうで、音声言語での会話では家族や肉親でさえ通じない「ろうあ」の場合、言語機能障害3級とし、指数合算して1級と認定することができます。

ウ 認知症による精神機能の全般的衰退で、音声言語による意思疎通ができないものは、言語中枢神経又は発声・発語器官の障害ではないことから音声・言語機能障害と認定することはできません。

エ 知的障害に起因した言語発達遅滞は、音声・言語機能障害と認定することはできません。

#### 【等級判定の基準】

障害の程度と等級	認定基準の原則	音声、言語機能障害の場合	障害程度の定義と具体例	意思疎通困難の程度
重度 (1、2級)	—	—	—	—
中程度	3級 家庭内での日常生活活動が著しく障害される	喪失	音声言語による意思疎通ができないもの 〔音声機能喪失〕 音声を全く発することができない (例：無喉頭、喉頭部外傷による喪失、発声筋麻痺による音声機能喪失<反回神経麻痺など>) 〔言語機能喪失〕 発声しても意思疎通できない (例：重度失語症、聴あ、運動障害性構音障害、脳性麻痺構音障害、ろうあ)	家庭において、家族又は肉親との会話の用をなさない。 (日常会話は誰が聞いても理解できない)
	4級 家庭周辺での日常生活活動が著しく障害される	著しい障害	音声、言語のみを用いて意思を疎通することが困難なもの 〔音声機能障害〕 喉頭の障害または形態異常によるもの 〔言語機能障害〕 a 構音器官の障害又は形態異常によるもの（唇顎口蓋裂の後遺症による口蓋裂構音障害、末梢神経及び筋疾患に起因する舌・軟口蓋等の運動障害による構音障害、舌切除等による構音器官の欠損） b 中枢性疾患によるもの（失語症、運動障害性構音障害、脳性麻痺構音障害）	家族又は肉親との会話は可能だが、家庭周辺において他人には殆ど用をなさない。
軽度軽微	社会での日常生活が著しく障害される	障害非該当	—	日常の会話が可能であるが不明瞭で不便がある。

## 2 そしゃく機能障害

### (1) そしゃく機能障害の認定について

ア そしゃく機能の障害認定においては、そしゃく機能の著しい障害の状態が固定して改善の見込みがないか、更に進行して悪化の一途を辿ると判断されるときを認定の時期とします。

イ 咬合異常によるそしゃく機能の障害については、永続する機能障害を有し、日常生活活動に相当程度の制限があり、歯科矯正治療、口腔外科的手術によって改善が得られると判断された場合に認定します。

### (2) 留意事項

ア そしゃく機能の著しい障害の、「摂取できる食物の内容、摂取方法に著しい制限がある状態」とは、開口不能のために流動食以外は摂取できない状態又は誤嚥の危険が大きいため、摂取が半固形物（ゼラチン、寒天、増粘剤添加物等）以外は摂取できない状態等、極度に限られる場合をいいます。

イ 咬合異常によるそしゃく機能の障害について

指定医師が「身体障害者診断書・意見書」を作成するときには、あらかじめ歯科矯正治療等の適応について都道府県知事等の定める歯科医師の「歯科医師による診断書・意見書」の提出を求めるものとします。

ウ 歯科矯正治療等の適応と判断されても、軽度～軽微のそしゃく機能障害（軽度咬合異常による。）は身体障害者に該当しない。

### (3) 再認定について

咬合異常によるそしゃく機能の障害について、歯科矯正治療等の適応があることが基本条件であることから、歯科矯正治療等の一応の成果が見られる3か年を目途に再認定をします。

### (4) 障害の重複について

ア 音声機能障害、言語機能障害、そしゃく機能障害が重複する場合については、各々の障害の合計指数をもって等級を決定することは適当ではありません。

イ 小腸機能障害を併せ持つ場合については、必要とされる栄養摂取の方法等がどちらの障害によるものかについて詳細に診断し、該当する障害について認定します。

### 【等級判定の基準】

等級	そしゃく機能障害の基準・程度		具体例
3級	そしゃく機能の喪失	経管栄養以外に方法がない状態	<ul style="list-style-type: none"> <li>重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの</li> <li>延髄機能障害(仮性球麻痺、血管障害を含む)及び末梢神経障害によるもの</li> </ul>
4級	そしゃく機能の著しい障害	経管栄養の併用が必要あるいは摂取できる食物の内容、摂取方法に著しい制限がある状態	<ul style="list-style-type: none"> <li>外傷・腫瘍切除等による顎(顎関節を含む)、口腔(舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)、咽頭、喉頭の欠損等によるもの</li> </ul>
		口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症による著しい咬合異常があり、歯科矯正治療等を必要とする状態	口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症による咬合異常によるもの